

令和6年度住民税均等割非課税世帯の皆さまへ

住民税非課税世帯に対する 臨時特別給付金（3万円/1世帯）のご案内

- 住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金（**1世帯あたり3万円**）は、低所得者世帯を支援する新たな給付金です。
また、支給対象者と同一世帯の18歳に達する日以降最初の3月31日を迎えるまでの児童（平成18年4月2生まれ以降）に、**児童1人あたり2万円**の加算支給を行います。
（児童1人あたり2万円支給については、3万円給付金に加算支給する予定です。）
- 提出期限は、**令和7年5月31日**です。（一部の世帯の方は、所要の手続が必要です。）

給付金の支給額・支給時期

- ・ 1世帯あたり**3万円**（18歳以下の児童1人あたり**2万円**）を支給します。
- ・ 支給時期は、令和5年度及び令和6年度の方非課税世帯臨時特別給付金を本町で受給された世帯で、引き続き、今回の給付金に該当する世帯には、**3月上旬頃から振込口座、振込日等が記載された「支給のお知らせ文」**をお送りし、**順次指定口座に振り込みます。**
- ・ 確認書送付対象の世帯には、町が確認書(又は申請書)を受理した日から**1か月後を目安に支給します。**

支給対象と申請の有無

**令和6年12月13日時点で豊山町に住民登録があり、
世帯全員が令和6年度「住民税均等割非課税世帯」**

R5・R6非課税世帯臨時特別給付金
を本町で受給された世帯
(町が世帯全員の課税情報を確認することができる世帯)

左記以外の世帯

手続は不要です

町から振込口座、振込日等が
記載された通知が届きます

詳しくは裏面「I」へ

手続が必要です

町から確認書が届きます
(要返送)

詳しくは裏面「II」へ



支給手続や支給要件の詳細は、裏面をご確認ください

給付金の支給手続

I R 5 ・ R 6 非課税世帯給付金を本町で受給された世帯

- 令和5年度及び令和6年度の非課税世帯臨時特別給付金において、豊山町で受給実績のある世帯で、引き続き、今回の給付金に該当する世帯（町が世帯全員の課税情報を確認することができる世帯）には、3月上旬頃から振込口座、振込日等が記載された「支給のお知らせ文」をお送りし、順次指定口座に振り込みます。
- 通知に記載されている口座から変更する必要がなければ、手続なく、給付金が振り込まれます。
- 口座変更、支給辞退を希望する場合は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

II 上記以外の世帯

- 給付金を受け取るには、**手続が必要**です。
 - 対象となる世帯には、豊山町から給付内容や確認事項が書かれた「確認書」が届きます。
 - 中身を確認して、豊山町に**返信してください**。
- 【確認事項】
- ①記載された内容（氏名や住所、支給額等）に誤りがないか
- 確認書に必要な事項を記入して添付書類と一緒に豊山町の窓口に、直接又は郵送でご提出ください。



住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(# 9110)にご連絡ください。

お問い合わせ



豊山町 福祉課 福祉グループ

「住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金」窓口

TEL0568-28-0912

受付時間 平日8:30~17:15